

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

特定事業着手届出書 記載例・作成要領 等

(1) 届出様式

特定事業着手届出書（第5号様式）

(2) 届出時期

許可を受けた特定事業について、事業に着手した日から10日以内に管轄の保健所へ届出書を提出すること。

(3) 提出部数

2部

第 5 号様式(第 13 条関係)

特定事業着手届出書 (記載例)

令和 3 年 5 月 1 日

大分県知事 殿

ア 届出者

住 所 大分市〇〇1丁目1番1号
氏 名 株式会社 大分〇〇
代表取締役 大分 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 097(XXX)XXXX

特定事業に着手したので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第 13 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号等 イ	令和3年4月30日 指令環保第XXX号
特定事業区域の位置 ウ	大分市〇×1-1、1-2、10-1、×〇1-1、3-1
着手年月日 エ	令和3年5月1日
当該特定事業区域に土砂等の搬入を開始した(する)ときの土砂等搬入届出書の提出(予定)年月日 オ	令和3年5月20日

【記入要領】

ア 届出者

特定事業の許可を受けた者の住所、氏名等を記載すること。

イ 許可番号等

許可指令書の許可年月日及び許可番号を記載すること。

ウ 特定事業区域の位置

許可指令書に記載された特定事業区域の位置を全て記載すること。

エ 着手年月日

特定事業に着手した日付を記載すること。

事業着手とは土砂等の搬入だけでなく、擁壁を設置すること等も着手と見なす。

オ 土砂等搬入届出書の提出年月日

特定事業の着手に際し、搬入しようとする土砂等の搬入届出書について記載。

※ 着手届出書は事業を着手してから10日以内（事後）の届出であり、搬入届出書は土砂等を搬入しようとする時（事前）であることから、通常は土砂等の搬入が事業着手となる場合は搬入届出書が先に提出され、その後着手届出書が提出されることとなる。

ただし、擁壁等の設置が土砂等の搬入の前に行われる場合等にあっては、着手届出書が先になることもあり得る。